

令和7年3月

【三戸町教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	484	456	423	411	372
②予備機を含む整備 上限台数	556	524	486	49	4
③整備台数（予備機 除く）	0	0	423	0	0
④③のうち基金事業 によるもの	0	0	423	0	0
⑤累積更新率	0	0	100%	—	—
⑥予備機整備台数	0	0	63	0	0
⑦⑥のうち基金事業 によるもの	0	0	63	0	0
⑧予備機整備率	0	0	14.9%	—	—

（端末整備・更新計画の考え方）

- ・令和7年度で端末整備から5年が経過するため、令和8年度に更新を行う。
- ・整備に関しては、更新年度の児童生徒数に応じた端末を整備する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○対象台数 620台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の設定事業者にて再使用・再資源化を委託 558台
- ・その他（指導端末やその予備機として活用） 62台

○端末データの処分方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール

令和9年3月 新規整備端末使用開始（令和8年度整備分）

令和9年7月 処分事業者選定

令和9年10月 使用済み端末を事業者へ引き渡し